

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社ディスラプターズ
【英訳名】	Disruptors Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 板倉 広高
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員 曽根 康司
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目5番17号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO 板倉広高及び執行役員 曾根康司は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めないこととした。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し、リスク評価を行った。当社グループはマーケティング事業とDX事業の2つのセグメントで構成されているが、経営管理上各事業拠点における売上高が事業の成長を計る指標として最も重視されていることから、各事業拠点の規模を適切に把握することが可能な指標として連結会計年度の売上高が適切であると判断した。全社的な内部統制の評価結果が良好であることを踏まえ、各セグメントの主たるビジネスが含まれる事業拠点を優先して、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の合算で連結売上高のおおむね3分の2程度に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

マーケティング事業では販売及び広告宣伝、DX事業では販売及び外注管理が収益獲得のための重要な活動であることから、選定した重要な事業拠点については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、広告宣伝費及び外注費に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを検討した結果、投資の評価プロセス及び固定資産の減損プロセスを該当ある事業拠点において評価の対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。